

鳥取県公報

平成14年3月29日(金) 号外第67号

每週火•金曜日発行

目 次

病院局管理規程

雇用機会創出等のための病院局企業職員の給与の特例に関する規程をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第1号

雇用機会創出等のための病院局企業職員の給与の特例に関する規程 (目的)

第1条 この規程は、現下の著しく停滞した経済活動の影響により極めて悪化した県内の民間雇用情勢を回復することが県民生活及び県内の経済の安定及び向上を図る上で重要な課題であること並びに現下の厳しい病院局の経営状況等を踏まえ、県内における雇用機会の創出を図るための施策等の財源に充てるため、病院局企業職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講ずることを目的とする。

(給料月額の特例)

第2条 平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給料月額は、給与規程第3条第1項及び第3項、給与規程第6条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条第11項、給与規程第6条第2項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)第3条の2第4項及び第5項並びに給与規程第25条の規定によ

りその例によることとされる給与条例第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額 (以下「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合 (以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 100分の5
- (2) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が給与規程第7条第2項第1号に掲げる割合である もの 100分の6
- (**3**) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の **4**
- 2 前項の規定にかかわらず、職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。
- (1) 手当の額
- (2) 給与規程第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(給料の調整額の特例)

第3条 特例期間における職員の給料の調整額は、給与規程第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、前条第2項各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、給与規程第5条第2項の規定により定められた額とする。

(管理職手当の額の特例)

第4条 特例期間における職員の管理職手当の額は、給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同項の規定により定められた額とする。

(調整手当等の額の特例)

- 第5条 特例期間における職員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、給与規程第25条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。
 - (1) 第2条第1項第1号に掲げる職員 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号。以下「特例条例」という。)第7条第1項第1号に掲げる者
 - (2) 第2条第1項第2号に掲げる職員 特例条例第7条第1項第2号に掲げる者
 - (3) 第2条第1項第3号に掲げる職員 特例条例第7条第1項第3号に掲げる者 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

給 料 表	対 象 者
行政職給料表	(1) その職務の級が1級である者
	(2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
医療職給料表(2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの
	(2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
医療職給料表(3)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの
	(2) その職務の級が2級である者のうちその号給が7号給以下であるもの
現業職給料表(1)	その職務の級が1級である者のうちその号給が14号給以下であるもの
現業職給料表(2)	その職務の級が1級である者のうちその給料月額の区分が第1類であるもの

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の 表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、 改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない 場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後 改 正 前

(病院の内部組織の設置)

2欄に掲げる<u>局</u>を置き、その事務を所掌させるため、 <u>同表の第3欄</u>に掲げる<u>科、センター、室、部及び課を</u> 置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄 に掲げる係を置く。

		略	
		くう 歯科口腔外科	
	医療局	検査科	
	LL 13(1-5	略	
鳥		総合健診センター	
取		中央手術室	
		 略	
県		中央検査室	
立	医療技		
中	医原权 術局	略	
1	1作」/ロリ	病歴管理室	
央		栄養管理室	
病		地域医療連携室	
院	看護局		
ᄣ		総務課	庶務係・施設管理係
		経営課	経営企画係・会計係
	事務局		・用度係
		医事課	医事係
		略	<u> </u>
		麻酔科	
	医療局	検査科	
		総合健診センター	
		中央手術室	
鳥		略	
l,			

(病院の内部組織の設置)

第5条 次の表の $\hat{\mathbf{m}}$ 1欄に掲げる病院ごとに、 $\hat{\mathbf{m}}$ 1000 月 第5条 次の表の左欄に掲げる病院ごとに、当該中欄に 掲げる<u>科、センター、室及び部</u>を置き、その事務を所 掌させるため、<u>当該右欄</u>に掲げる<u>課、室及び</u>係を置く。

	略									
	歯科口腔外科									
	略総合健診センター									
	略									
	中央検査室									
鳥取県立	看護部									
中央病院	略									
1 / 2///31/0	病歴管理室									
		総務課	庶務係・会計							
			係							
		管財課	施設管理係・							
	事務部		用度係							
		医事課	医事第一係・							
			医事第二係							
		栄養管								
		理室								
	略									
	麻酔科									
	総合健診センター									
	略	I								

取		中央検査室	
県	医療技	薬剤部	
立		71771071	
14	術局	病歴管理室	
厚		栄養管理室	
生		地域医療連携室	
	看護局		
病		総務課	庶務係・施設管理係
院		経営課	経営企画係・会計係
	事務局		・用度係
		医事課	医事第一係・医事第
			二係

	中央検査室		
	看護部		
	薬剤部		
		総務課	庶務係・会計
			係
鳥取県立		管財課	施設管理係・
厚生病院			用度係
	事務部	医事課	医事第一係・
			医事第二係
		栄養管	
		理室	

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

年6条	系 病院の原	所掌事務は、次のとおりとする。
	診 療 科	略
	救命救急	略
	センター	70
医	周産期セ ンター	略
	腎センタ	略
療	_	
	総合健診	略
局	センター	
몓	由由工作	1 手術に関すること。 2 中央手術室の管理に関すること。
	中央手術 室	2 中央手術室の管理に関すること。 3 その他手術に必要な事項に関する
	_	こと。
	中央放射	略
	線室	
	中央検査	略
	室	
Æ		
医		
療		
1		
技		
	薬剤部	略
術	病歴管理	略
	室	
		1 患者給食及び栄養指導に関するこ
局	光 寿答理	と。 2 給食材料の購入及び保管に関する
	栄養管理 室	2 結長材料の購入及び休官に関する こと。
	_	3 給食用器機器具の管理に関するこ
		と。
		1 地域における医療機関との連携に
	地域医療	関すること。
	連携室	2 医療社会事業に関すること。 3 地域医療連携室の管理に関するこ
		3 地域区源建筑主の官廷に関すると

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする

96条	病院の原	沂掌事務は、次のとおりとする。
診	療 科	略
救命ンタ	救急セ	略
	期セン	略
	ンター	略
総合ンタ	健診セー	略
中央室	放射線	略
	検査室	略
看	護部	1 患者の看護及び診療介助に関すること。 2 看護婦、准看護婦、助産婦及び看護助手の配置、勤務及び保健衛生に関すること。 3 看護婦の教育及び研修に関すること。 4 看護学生の教育に関すること。 5 病棟、手術室及び分べん室の管理に関すること。 6 看護に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 7 その他看護に必要な事項に関すること。
薬		略
(/内)型	管理室	略

								ı	
				1 患者の看護及び診療介助に関する こと。					
				2 看護師、准看護師、助産師及び看 護助手の配置、勤務及び保健衛生に 関すること。 3 看護師の教育及び研修に関するこ					
看	į	蒦	局	ا ا					
				に関すること。 6 看護に関する文書及び記録の作成 並びに整理保管に関すること。					
				7 その他看護に必要な事項に関する こと。					
				1 病院の事務の総合調整に関すること。					1 病院業務の企画に関する こと。
				2 公印及び文書(他の所掌に属する ものを除く。)の管理に関すること。 3 病院の職員の人事及び労務に関す					2 公印及び文書(他の所覧 に属するものを除く。) の 管理に関すること。
				ること。 4 病院の職員の給与、勤務時間その					3 病院の職員の人事及び第 務に関すること。
	4/2	弘	≐⊞	他の勤務条件に関すること。 5 病院の職員の研修に関すること。 6 病院の職員の衛生管理及び厚生福					4 病院の職員の給与、勤利時間その他の勤務条件に関すること。
	ME.	加	亦	利に関すること。 7 法令による申請、報告及び諸届に					9 5 2 2 。 5 病院の職員の研修に関すること。
事				関すること (他の所掌に属するものを除く。)。				総務課	び厚生福利に関すること。
				8 資産(器械及び備品を除く。)の 取得、管理及び処分に関すること。 9 施設の管理及び保全に関すること。					7 法令による申請、報告が び諸届に関すること(他の 所掌に属するものを除く。)
				10 施設の営繕に関すること。 11 他の所掌に属しないこと。					8 予算及び決算に関すること。
務				1 病院の経営分析及び経営改善の企画に関すること。					9 出納その他会計に関する こと。
				2 病院の情報化に関すること。3 予算及び決算に関すること。4 出納その他会計に関すること。					10 財務諸統計に関すること 11 その他病院の事務の総合 調整に関すること。
	経	営	課	■ 財務学統計に関すること					12 他の所掌に属しないこと 1 病院財産の管理に関する
局				処分に関すること。 7 物品の出納及び管理に関すること。 8 薬品、診療材料等の購入及び交付	事	務	部		こと。
				に関すること。 9 医療機器の保守点検に関すること。					3 施設の管理及び保全に関すること。
				1 患者の受付及び入退院事務に関すること。				管財課	4 物品の出納及び管理に関すること。
				2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。					5 薬品、診療材料等の購入 及び交付に関すること。
	医	事	課	4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発行及 び保管に関すること。					6 医療機器の保守点検に限すること。 7 施設の営繕に関すること
				6 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。					1 患者の受付及び入退院 務に関すること。
									2 医療扶助及び医療社会事業に関すること。
								医事課	3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。
									5 診断書及び各種証明書等 の発行及び保管に関するこ

と。 6 医事に関する各科、各病 棟等との連絡調整に関する こと。 1 患者給食及び栄養指導に 関すること。 栄養管 2 給食材料の購入及び保管 に関すること。 理室 3 給食用器機器具の管理に 関すること。

(職制)

第7条 略

2~4 略

の職務を代行させるため、必要があると認めるときは、 病院に副院長を、事務局に次長を、薬剤部に副部長を、 中央放射線室及び中央検査室に副室長を、看護局に副 看護局長及び看護師長を置くことができる。

6 略

(職制)

第7条 略

2~4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にそ │ 5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にそ の職務を代行させるため、必要があると認めるときは、 病院に副院長を、事務部に次長を、看護部に副看護部 <u>長及び婦長</u>を置くことができる。

6 略

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第2号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正 前

別表(第3条関係)

- 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 局長<u>(病院局長に限る。)</u> 課長<u>、主査</u>、課長補佐、 主幹、係長、副主幹、主任、企業出納員、現金取扱 員、現業主幹
- 2 事務吏員をもって充てる職

別表(第3条関係)

- 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 局長、課長、課長補佐<u>、室長</u>、主幹、係長、副主 幹、主任、企業出納員、現金取扱員、現業主幹
- 2 事務吏員をもって充てる職

局長(事務局長に限る。) 次長、主事、医療ソー シャルワーカー、医療計算士

3 技術吏員をもって充てる職

院長、副院長、局長(前2号に掲げるものを除く。) 、部長、医長、副医長、技幹<u>副看護局長、看護師</u> 長、副部長、室長、副室長、理学療法士長、機械技 師、電気技師、衛生技師、医師、歯科医師、薬剤師、 理学療法士、理療師、看護師、准看護師、助産師、 栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、自動車整備 士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、 医療助手

部長(事務部に限る。)、次長、主事、医療計算士

3 技術吏員をもって充てる職

院長、副院長、部長(前号に掲げるものを除く。) 、医長、副医長、技幹、副看護部長、婦長、技師長 、理学療法士長、機械技師、電気技師、衛生技師、 医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、理療師、看 護婦、看護士、准看護婦、准看護士、助産婦、栄養 士、歯科衛生士、診療放射線技師、自動車整備士、 運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、医 療助手

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県営病院事業の管理者の職務を行う職員を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県営病院事業の管理者の職務を行う職員を定める規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の管理者の職務を行う職員を定める規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第3号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第 1	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第 1
項の規定による管理者の職務を行う上席の職員は、 <u>鳥取</u>	項の規定による管理者の職務を行う上席の職員は、 <u>局長</u>
県病院局長の職にある職員とする。	の職にある職員とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局事務決裁規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄 中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号 とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対 応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。) が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が 存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する 移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示並びに別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下 「改正部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (号の表示及び追加号並びに別表 の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当 該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

(定義)

- 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 略
- (2) 委任決裁 病院事業の管理者(以下「管理者」 という。) の権限に属する事務の一部の委任を受け て、常時管理者に代わって自己の名において決裁す ることをいう。
- (3) 委任決裁権者 委任決裁することができる者を <u>いう。</u>
- (4) 専決 常時管理者に代わって管理者の名におい て決裁することをいう。
- (5)略
- (6) 正当決裁権者 管理者、専決権者又は委任決裁 権者をいう。
- (7) 代決 正当決裁権者が不在の場合に、当該者に 代わって<u>正当決裁権者の名において</u>決裁することを いう。
- (8) 略
- (9)略

(局長及び局総務課長の専決事項)

第4条 病院局長(以下「局長」という。)及び総務課 長(病院の総務課長を除く。以下「局総務課長」とい う。) の専決事項は、それぞれ別表第2及び別表第3 に掲げるとおりとする。

(<u>局長等</u>の委任決裁事項)

第7条 局長、局総務課長及び病院長の委任決裁事項は、 別表第5に掲げるとおりとする。

(代決)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意 │第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)略

- (2) 委任決裁 常時病院事業の管理者(以下「管理 者」という。) に代わって自己の名において決裁す ることをいう。
- (3) 専決 常時管理者に代わって決裁することをい う。

(4) 略

- (5) 正当決裁権者 管理者、専決権者又は病院長を いう。
- (6) 代決 正当決裁権者が不在の場合に、正当決裁 <u>権者</u>に代わって決裁することをいう。
- (7)略
- (8) 略

(局長及び局総務課長の専決事項)

第4条 局長及び総務課長(病院の総務課長を除く。以 下「局総務課長」という。) の専決事項は、それぞれ 別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。

(病院長の委任決裁事項)

第7条 病院長の委任決裁事項は、別表第5に掲げると おりとする。

(代決)

第10条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の │第10条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の 区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる第1順位者が 行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のと きは、それぞれ当該右欄に掲げる第2順位者が行うこ とができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
病院長	副院長	事務局長

2 略

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)

- 第11条 専決権者、委任決裁権者又は代決権者は、専決、 委任決裁又は代決に係る事務が次の各号の一に該当す ると認められる場合には、上司の指揮を受けてこれを 処理しなければならない。
 - (1) 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずる おそれがあるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは 専決、委任決裁、又は代決をすることが適当でない と認められるとき。

別表第1(第3条関係)

管理者の決裁事項

- 1~17 略
- 18 次に掲げる事務のうち特に重要なもの
 - (1)~(3)略
 - (4) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、 回答、報告、依頼、送付又は督促
 - (5)及び(6)略
- 19~24 略
- 25 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第 3号)に規定する管理者の権限に属する事務のうち 次に掲げるもの
 - (1) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による 個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長 (特に重要なものに限る。)
 - (2) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による 個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対す る処理 (特に重要なものに限る。)
- 26 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号) に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲 げるもの
 - (1) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開 示請求に対する決定で次に掲げるもの
 - ア 特に重要なもの
 - イ ア以外のものに係る部分開示の決定、非開示 の決定、文書不存在の決定及び存否応答拒否の 決定(部分開示の決定又は非開示の決定にあっ ては、管理者が別に定める特定の非開示情報を

区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる第1順位者が 行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のと きは、それぞれ当該右欄に掲げる第2順位者が行うこ とができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
病院長	副院長	事務部長

2 略

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)

- 第11条 専決権者、病院長又は代決権者は、専決、委任 決裁又は代決に係る事務が次の各号の一に該当すると 認められる場合には、上司の指揮を受けてこれを処理 しなければならない。
 - (1) 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずる おそれがあるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは 専決し、又は代決することが適当でないと認められ るとき。

別表第1(第3条関係)

管理者の決裁事項

- 1~17略
- 18 次に掲げる事務のうち特に重要なもの
 - (1)~(3)略
 - (4) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、 回答、報告又は催告
 - (5)及び(6)略
- 19~24 略

非開示とするものを除く。)

(2) 同条例第7条第2項又は第4項の規定による 期間の延長又は期間の延長の特例の決定(特に重 要なものに限る。)

27 略

別表第2(第4条関係)

局長の専決事項

1及び2 略

3 副院長及び<u>事務局長</u>(以下「副院長等」という。) に対する内国旅行のうち5日以上にわたり県外を旅 行する場合の旅行命令その他の勤務命令及びその復 命の受理

4~8 略

9 次に掲げる事務のうち重要なもの

(1) 略

(2) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、 回答、報告、依頼、送付又は督促のうち管理者の 名において処理することが適当なもの

(3)及び(4)略

10~16 略

別表第3(第4条関係)

局総務課長の専決事項

1~3 略

4 次に掲げる事務のうち軽易なもの

(1)~(3) 略

(4) 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、 報告、依頼、送付又は督促のうち管理者の名にお いて処理することが適当なもの

(5)略

5~23 略

別表第5(第7条関係)

局長の委任決裁事項

- 1 鳥取県個人情報保護条例に規定する管理者の権限 に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (1) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務 の登録又は登録の変更若しくは抹消
 - (2) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請 求に対する決定、不存在通知及び期間の延長(病 院が管理している個人情報に係るものを除く。)
 - (3) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による 個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長 (特に重要なもの及び病院が管理している個人情 報に係るものを除く。)
 - (4) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による 個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対す る処理(特に重要なもの及び病院が管理している

25 略

別表第2(第4条関係)

局長の専決事項

1及び2 略

3 副院長及び<u>事務部長</u>(以下「副院長等」という。) に対する内国旅行のうち5日以上にわたり県外を旅 行する場合の旅行命令その他の勤務命令及びその復 命の受理

4~8 略

9 次に掲げる事務のうち重要なもの

(1)略

(2) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、 回答、報告又は催告

(3)及び(4) 略

10~16 略

別表第3(第4条関係)

局総務課長の専決事項

1~3 略

4 次に掲げる事務のうち軽易なもの

(1)~(3)略

(4) 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、 報告又は催告

(5)略

5~23 略

別表第5(第7条関係)

個人情報に係るものを除く。)

- 2 鳥取県情報公開条例に規定する管理者の権限に属 する事務のうち次に掲げるもの
 - (1) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開 示請求に対する決定で次に掲げるもの(特に重要 なもの及び病院が保有している公文書に係るもの <u>を除く。)</u>
 - ア 全部開示の決定に係るもの
 - イ 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、管 理者が別に定める特定の非開示情報を非開示と <u>するものに係るもの</u>
 - (2) 同条例第7条第2項又は第4項の規定による 期間の延長又は期間の延長の特例の決定(特に重 要なものを除く。)
- 3 重要な通達、申請、進達、副申、通知、照会、回 答、報告、依頼、送付又は督促のうち管理者の名に おいて処理することが適当なもの以外のもの
- 4 重要な会議の開催(病院長に委任された事務に係 るものを除く。)

局総務課長の委任決裁事項

- 1 軽易な通達、申請、進達、副申、通知、照会、回 答、報告、依頼、送付又は督促のうち管理者の名に おいて処理することが適当なもの以外のもの(病院 長に委任された事務に係るものを除く。)
- 2 軽易な会議の開催(病院長に委任された事務に係 <u>るものを除く。)</u>

病院長の委任決裁事項

- 1~2 略
- 3 次に掲げる事務のうち軽易なもの
- (1)~(2)略
- (3) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、 回答、報告、依頼、送付又は督促のうち管理者の 名において処理することが適当なもの以外のもの (病院長に委任された事務に係るものに限る。)

4~26 略

- 27 鳥取県個人情報保護条例に規定する管理者の権限 <u>に属する事務のうち次に掲げるもの(病院が管理し</u> ている個人情報に係るものに限る。)
 - (1) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請 求に対する決定、不存在通知及び期間の延長
 - (2) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による 個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長 <u>(特に重要なものを除く。)</u>
 - (3) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による 個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対す <u>る処理 (特に重要なものを除く。)</u>
- 28 鳥取県情報公開条例に規定する管理者の権限に属

病院長の委任決裁事項

- 1~2 略
- 3 次に掲げる事務のうち軽易なもの
- (1)~(2)略
- (3) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、 回答、報告又は催告

4~26 略

する事務のうち、同条例第7条第1項の規定による 公文書の開示請求に対する決定で次に掲げるもの (特に重要なものを除き、病院が保有している公文 書に係るものに限る。)

- ア 全部開示の決定に係るもの
- イ 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、管理 者が別に定める特定の非開示情報を非開示とする ものに係るもの
- 29 会議の開催(病院長に委任された事務に係るものに限る。)

別表第6(第9条関係) 病院長の専決事項 1~3 略 別表第6(第9条関係) 病院長の専決事項

1~3 略

4 鳥取県公文書公開条例(昭和63年3月鳥取県条例 第2号)第7条第1項及び第2項に規定する公文書 の開示請求に対する決定及びその期間の延長

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第6号

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員就業規則(平成**7**年鳥取県病院局管理規程第**6**号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後 改 正 前

(分限)

第11条 職員の分限については、地方公務員法第27条及び第28条、職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)並びに職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年鳥取県条例第39号)及び職員の分限に関する手続及び効果に関する規則(昭和26年鳥取県人事委員会規則第7号)の定めるところによる。ただし、職員の分限に関する手続及び効果に関する規則第5条の規定は適用しない。

(分限)

第11条 職員の分限については、地方公務員法第27条及び第28条、職員の休職の事由を定める条例(昭和56年3月鳥取県条例第7号)及び職員の休職の事由を定める条例第2条第2号の公共的機関を定める規則(昭和56年3月鳥取県人事委員会規則第1号)並びに職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年9月鳥取県条例第39号)及び職員の分限に関する手続及び効果に関する規則(昭和26年9月鳥取県人事委員会規則第7号)の定めるところによる。ただし、職員の分限に関する手続及び効果に関する規則第5条の規定

(派遣)

第11条の2 職員の公益法人等への派遣については、公 益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法 律(平成12年法律第50号)並びに公益法人等への職員 の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号) 及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規 則(平成14年鳥取県人事委員会規則第2号)の定める ところによる。

は適用しない。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 渞

鳥取県病院局管理規程第7号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「追加別表細目という。)を加え

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(追加号及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改 正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

		改	正	後						改	正	前		
第3条	(給料表) (給料表) (給料表) (給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおり とする。 とする。													
利	重 類	ì	商	用	範	囲		Ŧ	<u>、。</u> 重 類 略		適	用	範	囲
医療職給料表	略 医療職給 料表(1)	局の局	長を除り	(<u>.</u>) =	部長 (局及び事務 薬剤部長を 師及び歯科	-	医療職給料表	·····································	及び	事務部の	も ()部長を で数が ()が数科	除く。)	部、薬剤部)、医長、副
表 (別表第	医療職給料表(2)	部長(多技師、多栄養士、	薬剤師、 歯科征	理学织 新生士》	療法士 又は診	技幹(衛生 、理療師、 療放射線技 、室長、副		表 (別表第	医療職給 料表(2)	技師、 栄養:	薬剤師 上、歯科	Ϝ、理学 ∤衛生士	療法士 又は診	技幹(衛生 、理療師、 療放射線技 、室長 <u>(技</u>

医療職給 局長(看護局長に限る。) 技幹(看護 料表(3) 師、准看護師又は助産師の職務を行う 者に限る。) 副看護局長、看護師長、 看護師、准看護師及び助産師		3) <u>師、准看護師又は助産師の職務を行う</u> 者に限る。 <u>)副看護局長、看護師長、</u>
-------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------

2 瞬

3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表による給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

- 第7条 条例第5条に規定する企業管理規程で定める職は、別表第9の左欄に掲げる職(管理者がこれに相当すると認める職を含む。次項及び<u>第20条</u>において同じ。)とする。
- 2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)~(3) 略

(4) 4種 100分の14

(結核病棟等業務手当)

第13条 結核病棟等業務手当は、<u>看護師又は准看護師</u>が 病院の結核病棟又は感染症病棟において業務に従事し たときに支給する。

2 略

(夜間看護等手当)

第15条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 病院の病棟に勤務する<u>助産師、看護師又は准看護師</u>が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。 次項において同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。

(2)略

2		術吏員である栄養管理室長に限る。) 技師長、理学療法士長、主任(現業職 員以外の技術吏員に限る。)衛生技師、 薬剤師、理学療法士、理療師、栄養士、 歯科衛生士及び診療放射線技師
	医療職給	部長(看護部長に限る。) 技幹(看護
	料表(3)	婦、看護士、准看護婦、准看護士又は
		<u>助産婦</u> の職務を行う者に限る。) <u>副看</u>
		護部長、婦長、看護婦、看護士、准看
		護婦、准看護士及び助産婦
	· 略	

2 瞬

3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、現業職給料表(2)による給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

- 第7条 条例第5条に規定する企業管理規程で定める職は、別表第9の左欄に掲げる職(管理者がこれに相当すると認める職を含む。次項及び<u>第22条</u>において同じ。)とする。
- 2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)~(3) 略

(結核病棟等業務手当)

第13条 結核病棟等業務手当は、<u>看護婦、看護士、准看</u> <u>護婦又は准看護士</u>が病院の結核病棟又は感染症病棟に おいて業務に従事したときに支給する。

2 略

(夜間看護等手当)

第15条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 病院の病棟に勤務する<u>助産婦、看護婦、看護士、</u> <u>准看護婦又は准看護士</u>が、正規の勤務時間による勤 務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5 時前の間をいう。次項において同じ。)において行 われる看護等の業務に従事したとき。

(2)略

2 及び3 略

(宿日直手当)

に掲げるものとする。

- (1)略
- (2) 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の 当直勤務
- (3)及び(4) 略
- 2 及び3 略

(管理職員特別勤務手当)

第20条 略

2 前項に規定する職員に支給する管理職員特別勤務手 当の額は、別表第9の左欄に掲げる職に対応する同表 の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とす る。

- (1)~(3)略
- (4) 4種 6,000円
- 3 条例第18条に規定する企業管理規程で定める日は、 第18条第1号及び第2号に規定する日とする。

別表第4(第3条、第4条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職別級	多の	職務
1	級	主事 <u>、医療ソーシャルワーカー</u> 、機械技
		師又は電気技師(以下「主事等」という。)
		の職務
H	各	
6	級	1 略
		2 病院の課長の職務
		3~6 略
7	級	1 略
		2 病院の困難な業務を処理する課長の職
		務
		3 略
		<u>4</u> 主査の職務
8	級	1 略
		2 病院の <u>局長</u> 又は次長の職務
		3 困難な業務を処理する主査の職務
9	級	1 略
		2 病院の困難な業務を処理する <u>局長</u> の職
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
10	級	局長 <u>(病院局長に限る。)</u> の職務

備考 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職系 級	多の	職	務
B	各		
3	級	副院長 <u>、局長</u> 、	部長又は困難な業務を
		処理する医長若し	,くは副医長の職務

2 及び3 略

(宿日直手当)

第19条 宿日直手当を支給する勤務は、病院における次 |第19条 宿日直手当を支給する勤務は、病院における次 に掲げるものとする。

- (1)略
- (2) 看護業務の管理又は監督のための<u>看護婦長</u>等の 当直勤務
- (3)及び(4) 略
- 2 及び3 略

(管理職員特別勤務手当)

第20条 略

2 前項に規定する職員に支給する管理職員特別勤務手 当の額は、別表第9の左欄に掲げる職に対応する同表 の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とす

(1)~(3)略

3 条例第18条に規定する企業管理規程で定める日は、 第20条第1号及び第2号に規定する日とする。

別表第4(第3条、第4条関係)

行政職給料表級別職務分類表

1 3 127	14WWH	「ヤコ れて MX 7 1 1 4 4 4 7 7 7 7 天共 れて
職系 級	务の	職務
1	級	主事、機械技師又は電気技師(以下「主事等」という。)の職務
B	 各	
6	級	1 略 2 病院の課長 <u>又は室長</u> の職務 3~6 略
7	級	1~3 略 2 病院の困難な業務を処理する課長 <u>又は</u> <u>室長</u> の職務 3 略
8	級	1 略 2 病院の <u>部長</u> 又は次長の職務
9	級	1 略 2 病院の困難な業務を処理する <u>部長</u> の職 務
10	級	局長の職務

備考 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職和級	外の	職	務
H	各		
3	級	副院長、部長又は	困難な業務を処理す
		る医長若しくは副医・	長の職務

院長又は困難な業務を処理する副院長 <u>若しくは局長</u>の職務

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職系級	务の	職 務
MX		
H	各	
3	級	1 副部長、副室長又は理学療法士長の
		 職務
		2 及び 3 略
4	級	1 相当困難な業務を処理する <u>副部長、</u>
		<u>副室長</u> 又は理学療法士長の職務
		2 及び 3 略
5	級	1 室長 <u>(栄養管理室長に限る。)</u> の職
		務
		2 困難な業務を処理する <u>副部長、副室</u>
		<u>長</u> 又は理学療法士長の職務
		3 略
6	級	1 部長又は室長(栄養管理室長を除く。
		<u>7級の項において同じ。)</u> の職務
		2 略
7	級	困難な業務を処理する部長 <u>又は室長</u> の
		職務

備考 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職利	多の	TIAN.	76
級		職	務
1	級	准看護師の職務	
2	級		隻師の職務
		2 相当困難な業績	ー タを行う <u>准看護師</u> の職
		務	
3	級	1 <u>副看護局長</u> の耶	 哉務
		2 看護師長の職務	务
		3 相当困難な業績	務を行う <u>助産師又は看</u>
		<u>護師</u> の職務	
		4 困難な業務を行	テう <u>准看護師</u> の職務
4	級	1 相当困難な業績	務を処理する <u>副看護局</u>
		<u>長</u> の職務	
		2 相当困難な業績	烙を処理する <u>看護師長</u>
		の職務	
		3 困難な業務を行	テう <u>助産師又は看護師</u>
		の職務	
			務を行う <u>准看護師</u> の職
		務	
5	級		処理する <u>副看護局長</u> の
		職務	
			処理する <u>看護師長</u> の職
		務	
		3 略	
			務を行う <u>助産師又は看</u>
_	4.77	護師の職務	
6	級	1 <u>局長</u> の職務	
_	4Π	2 略	
7	級	困難な業務を処地	里する <u>局長</u> の職務

別表第7(第5条関係)

職	員	調整数
---	---	-----

4 級 院長又は困難な業務を処理する副院長 の職務

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職和級	外の	職務
AX		
E	各	
3	級	1 技師長又は理学療法士長の職務
		2 及び 3 略
4	級	1 相当困難な業務を処理する <u>技師長</u> 又
		は理学療法士長の職務
		2 及び 3 略
5	級	1 室長の職務
		2 困難な業務を処理する<u>技師長</u>又は理 学療法士長の職務
		3 略
6	級	1 部長の職務
		2 略
7	級	困難な業務を処理する部長の職務

備考略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職和級	务の	職	務	
1	級	准看護婦又は准看護士の職務		
2	級			
4	叔又	•	護婦又は看護士の職務 	
			業務を行う <u>准看護婦又は</u> 	
		<u>准看護士</u> の職績	务	
3	級	1 副看護部長(の職務	
		2 婦長の職務		
		3 相当困難な	業務を行う助産婦、看護	
		婦又は看護士(カ職務	
		4 凩難な業務	を行う <u>准看護婦又は准看</u>	
		護士の職務		
4	級		業務を処理する副看護部	
-	1147	長の職務	Rince Car / Car and Car	
			業務を処理する婦長の職	
		名 · 加 · 四 · 加 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3	未初で処理する <u>帰民</u> の概	
		373	を行う助産婦、看護婦又	
		は看護士の職		
			••	
			業務を行う <u>准看護婦又は</u>	
-	/- Π	准看護士の職績	••	
5	級		を処理する <u>副看護部長</u> の	
		職務		
		2 困難な業務を	を処理する <u>婦長</u> の職務	
		3 略		
		4 特に困難な	業務を行う <u>助産婦、看護</u>	
		<u>婦又は看護士</u> (の職務	
6	級	1 <u>部長</u> の職務		
		2 略		
7	級	困難な業務を	処理する <u>部長</u> の職務	

別表第7(第5条関係)

職	員	調整数

(1) 結核菌その他の病原体を直接取り 扱うこと又は結核患者に直接接するこ とを常例とする室長、副室長、衛生技 師及び診療放射線技師

扱うこと又は結核患者に直接接するこ 2 とを常例とする技師長、衛生技師及び 診療放射線技師

(2)略

ア略

別表第8(第5条関係)

イ 現業職給料表 略

(1) 結核菌その他の病原体を直接取り

2

別表第8(第5条関係)

ア略

イ 現業職給料表(1)

略

(2)略

ウ 現業職給料表(2)

職務の級		調	整	基	本	額	
1級	第1類	5,2	200円				
	第2類	6,7	'00円				
	第3類	8,7	00円				

別表第9(第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長 <u>(管理者が必要と認めた者に限る。)</u>	
副院長	2種
課長(局総務課 <u>の課長</u> に限る。)	
局長	3種
部長	3 作里
次長	
室長(中央放射線室長及び中央検査室長	4種
に限る。)	4 作

別表第9(第7条、第20条関係)

区分
2種
2 15
3種

別表第10 (第14条関係)

職	種		額
略			
副院長 <u>及び局長</u>		月額	68,000円
略			

別表第10(第14条関係)

職	種		額
略			
副院長		月額	68,000円
略			

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第8号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後

(企業出納員等)

第4条 略

- 2 出納員は、総務課(病院の総務課を除く。以下同じ。) にあっては課長及び課長補佐、病院にあっては<u>事務局</u> 長及び次長をもってこれに充てる。
- 3 総務課にあっては、課長補佐である出納員は、課長である出納員に事故があるとき、又は課長である出納員が欠けたとき、次長である出納員は、<u>事務局長</u>である出納員に事故があるとき、又は<u>事務局長</u>である出納員が欠けたときにその職務を行う。

4 略

(賠償責任を有する職員の指定)

- 第71条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34 条の規定において準用する地方自治法(昭和22年法律 第67号)第243条の2第1項後段の規定により指定す る職員は、次の各号に掲げる職員とする。
 - (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した<u>事務局長</u>、次長、課長、課長補佐、係長、副主幹、主任及びこれらの職員の職と同等の職にある職員 (2)及び(3)略

別表 (第6条関係)病院事業勘定科目

収 益

略

費用

款	項	目	節	備考
病院	- 	Н	ι κι ³	
事業				
5 -1.1				
費用				
	医業			
	費用			
		給与費		
			(給料)	常勤の職員の本給
			略	略
			<u>看護師給</u>	常勤の <u>助産師、看護師及び准看</u>
				護師に対する給料
			略	略
			(手 当)	
				特殊勤務等の諸手当
			医師手当	
				「給料」の職員区分と同じ者に
				対する手当
			看護師手当	同上
			略	略
	略	略	略	略
i		l .	I	

資産 略 負債 略 資本 略 改 正 前

(企業出納員等)

第4条 略

- 2 出納員は、総務課(病院の総務課を除く。以下同じ。) にあっては課長及び課長補佐、病院にあっては<u>事務部</u> 長及び次長をもってこれに充てる。
- 3 総務課にあっては、課長補佐である出納員は、課長である出納員に事故があるとき、又は課長である出納員が欠けたとき、次長である出納員は、<u>事務部長</u>である出納員に事故があるとき、又は<u>事務部長</u>である出納員が欠けたときにその職務を行う。

4 略

(賠償責任を有する職員の指定)

- 第71条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34 条の規定において準用する地方自治法(昭和22年法律 第67号)第243条の2第1項後段の規定により指定す る職員は、次の各号に掲げる職員とする。
- (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した事務部長、次長、課長、課長補佐、係長、副主幹、主任及びこれらの職員の職と同等の職にある職員(2)及び(3)略

別表(第6条関係)病院事業勘定科目

収 益

略

費 用

							
款	項	目	節	備考			
病院							
事業							
費用							
	医業						
	費用						
		給与費					
			(給料)	常勤の職員の本給			
			略	略			
			<u>看護婦給</u>	常勤の <u>助産婦、看護婦、看護士、</u>			
				<u>准看護婦及び准看護士</u> に対する			
				給料			
			略	略			
			(手 当)	常勤の職員の扶養、期末、勤勉、			
				特殊勤務等の諸手当			
			医師手当	「給料」の職員区分と同じ者に			
				対する手当			
			<u>看護婦手当</u>	同上			
			略	略			
	略	略	略	略			
		l					

資産 略 負債 略

資本 略

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

病院局企業訓令

鳥取県病院局企業訓令第1号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 **3**月29日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程(平成7年鳥取県病院局企業訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表(第2条関係)		別表(第 2 条関係)	
被服の交付を受ける職員	品員使用期間拍目数(月)要	被服の交付を受ける職員	品員使用期間拍目数(月)男
1 院長、副院長 <u>、医療局長</u> 、	略	1 院長、副院長、部長(<u>看護</u>	略
部長(<u>薬剤部長</u> を除く。) 医		部、薬剤部及び事務部の部長	
長、副医長、医師及び歯科医		を除く。)医長、副医長、医	
師の職務に従事する職員		師及び歯科医師の職務に従事	
		する職員	
2 略		2 略	
3 医療技術局長(診療放射線	略	3 診療放射線技師長及び診療	略
技師の職務に従事する者に限		放射線技師の職務に従事する	
る。) 中央放射線室長、中央		職員	
<u>放射線室の副室長</u> 及び診療放			
射線技師の職務に従事する職			
員			
4 医療技術局長(衛生技師の	略	4 <u>衛生技師長</u> 及び衛生技師の	略
職務に従事する者に限る。)		職務に従事する職員	
中央検査室長、中央検査室の			
<u>副室長</u> 及び衛生技師の職務に			
従事する職員			
5 医療技術局長(薬剤師の職	略	5 薬剤部長及び薬剤師の職務	略
<u>務に従事する者に限る。)</u> 薬		に従事する職員	
剤部長 <u>、副部長</u> 及び薬剤師の			
職務に従事する職員			

20 平成14年3月29日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外)第67号

6 医療技術局長(栄養士の職 務に従事する者に限る。) 栄 養管理室長及び栄養士の職務 に従事する職員	略	6 栄養管理室長及び栄養士の 略 職務に従事する職員	各
7 看護局長、副看護局長、看 護師長、看護師、准看護師及 び歯科衛生士の職務に従事す る職員	略	7 看護部長、副看護部長、婦 長、看護婦、准看護婦及び歯 科衛生士の職務に従事する職 員	各
略		略	

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。